

工事実施に係る注意事項

1 工事実施時間等について

原則として、月曜日～金曜日の 9：00～17：00 間に工事実施すること。

2 使用する機材について

工事実施個所の隣接地が住宅地であることから、使用する機材は極力清音型を使用すること。

3 塗装工事の実施に当たっての遵守事項について

屋根及び壁面の塗装を行う際には、塗料の飛散防止対策を行うこと。

仮に隣接する住宅棟に塗料が飛散した場合は、塗装工事実施者が現状復旧作業を実施すること。

4 隣接地に工事実施に係る周知の徹底について

工事着手前に工事実施個所の隣接地に工事期間、内容及び工事実施者の連絡先の周知を図ること。